

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5月21日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第 4 号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第 1 条、第 2 条関係）				別表（第 1 条、第 2 条関係）			
地方公共 団体名	機 関		職 員	地方公共 団体名	機 関		職 員
略	略			略	略		
嬉野市	本庁	略	部長 課長 総務 課副課長(人事、職 員団体担当に限 る。) 総務課主任 (人事、職員団体 担当に限る。)	嬉野市	本庁	略	部長 課長 総 務・防災課副課長 (人事、職員団体 担当に限る。) 総 務・防災課主任(人 事、職員団体担当 に限る。)
		市長部局（会計課 を含む。）				市長部局（会計課 を含む。）	
	略	略			略	略	
略	略			略	略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。